

公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価委員会規程をここに公布する

2021年12月20日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第23号

公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価委員会規程

(設置)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、教員及び特任教員(以下「教員等」という。)の勤務成績を評定するに当たり、当該教員等の教育活動、研究活動その他これらに類する活動に関する評価(以下「教員活動評価」という。)について調査審議するため、学長の下に公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 事務局長
- (4) いちかんダイバーシティ看護開発センター長
- (5) 領域を代表する教員及び当該教員を補佐する教員
- (6) 経営管理課長

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学長を、副委員長は学部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。

6 委員長及び委員は、自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

7 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。  
(所掌事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 公立大学法人神戸市看護大学教員活動評価規程（2021年12月規程第24号。以下「規程」という。）第6条第2項に規定する対象要素に係る評価の項目及び素点に関する事項

(2) 規程第9条第3項に規定する対象要素評価の結果に係る審査に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教員活動評価に関する事項

(議事録の作成)

第6条 委員長は、委員会を開いたときは、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営管理課総務係において、処理する。

(施行細則の委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。